

# 令和5年度

(令和5年(2023年)4月1日～設置分)

## 函館市広告付きAED設置者募集要領

受付期間 令和4年(2022年)11月7日から

令和4年(2022年)11月25日まで

お申し込みの際には必ずこの要領をお読みください。

函館市

## 目 次

---

申込みから設置までの流れ	— 1
函館市広告付き A E D 設置者募集要領	— 2
1 募集する物件	— 2
2 参加資格要件	— 2
3 申込手続	— 3
4 設置候補者の選定	— 4
5 設置場所の貸付および広告掲載に関する手続	— 5
6 設置候補者選定の取消し	— 5
7 その他	— 5
8 問い合わせ	— 6
見積書（様式 1）	— 7
誓約書（様式 2）	— 8
取下書（様式 3）	— 9
市有財産貸付申請書（様式 4）	— 10
市有財産貸付契約書（様式 5）	— 11 ~ 15
提出する書類のチェック表	— 16
仕様書	— 17 ~ 20

## ＜＜申込みから設置までの流れ＞＞

### 【① 募集要領の内容把握】

この募集要領を最後までよく読み、お申込みに備えてください。



### 【② 物件の現地確認】

申込書類の提出前に、必ず設置場所を確認してください。



### 【③ 申込書類の準備・提出】

見積書、誓約書および添付書類を令和4年11月25日(金)までに保健福祉部管理課(本庁舎3階 担当：松井)まで持参または郵送(申込期限必着)してください。

なお、受付時間は、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)までとなります。



### 【④ 設置候補者\*の選定】

保健福祉部管理課において見積書を審査し、設置候補者を選定します。選定結果については、速やかに応募者へ通知するとともに、函館市のホームページに決定した価格および選定した設置候補者名を掲載します。



### 【⑤ 設置場所の貸付および掲載する広告に関する手続き】

設置候補者を選定後、各物件を管理する施設所管課と設置候補者において、貸付契約を締結しますので、市有財産貸付申請書および添付書類を令和5年2月28日(火)までに施設所管課へ提出してください。

また、AEDに掲載する広告については、その可否について函館市広告審査委員会の審査を受ける必要がありますので、広告を掲載しようとする日の1か月前までに施設所管課に広告掲載の申込みをしてください。



### 【⑥ 施設所管課との打合せ】

広告付きAEDを設置する施設の施設管理者と、広告付きAEDの設置方法・日時・管理方法等について令和5年3月31日(金)までに決定のうえ、設置をしてください。

※ 「設置候補者」は、貸付契約後に「設置者」となります。

## 函館市広告付きAED設置者募集要領

函館市では、広告付きAED設置者（以下「設置者という。」）を募集しますので、参加される方はこの募集要領をよく読み、次の各事項をご確認のうえお申し込みください。

### 1 募集する物件

#### (1) 物件一覧

別紙「募集物件一覧表」のとおり

#### (2) 募集方法

別紙「募集物件一覧表」に記載のある物件ごとに募集します。

#### (3) 貸付期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日の5年間とします。

なお、貸付期間終了後の更新は行わないこととします。

#### (4) 貸付料

見積価格を月額とします。

ただし、建物に設置する場合は、見積価格に消費税および地方消費税に相当する額を加算して得た金額（1円未満切り捨て）を月額とします。なお、予定価格（見積最低額）は1か所につき800円（消費税および地方消費税に相当する額を別途加算）とします。

#### (5) その他

募集物件の詳細については、仕様書および物件調書のとおりとなります。

### 2 参加資格要件

設置者の募集に参加することができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 成年被後見人および被保佐人でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 同令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。  
ア 函館市暴力団等排除措置要綱第7条に規定する入札参加除外者等  
イ 函館市企業局暴力団等排除措置要綱第7条に規定する入札参加除外者等  
ウ 函館市病院局暴力団等排除措置要綱第7条に規定する入札参加除外者等
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去2か年の間に国、北海道または他の地方公共団体等の庁舎、施設等に広告付きAEDを設置した実績があること。
- (7) 函館市の市税を滞納していないこと。

### 3 申込手続

#### (1) 受付期間

令和4年(2022年)11月7日(木)から令和4年(2022年)11月25日(金)までの期間とし、平日の午前9時から午後5時までとします。  
ただし、正午から午後1時までの間を除きます。  
なお、郵送の場合は、申込期限必着とします。

#### (2) 提出方法

持参または郵送により提出してください。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「広告付きAED設置者応募申込書在中」と表記の上、連絡先および担当者名を明記し、封筒に入れ密封してください。

(3) 提出先

ア 提出先の名称

函館市保健福祉部管理課

イ 提出先の住所

〒040-8666

函館市東雲町4番13号

函館市保健福祉部管理課（本庁舎3階）

(4) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	見積書（様式1）	○	○
②	提案書（任意様式）	○	○
③	誓約書（様式2）	○	○
④	設置するAEDの仕様書	○	○
⑤	過去2か年の間に国，北海道，函館市または他の地方公共団体等の庁舎，施設等に広告付きAEDを設置した実績を証する書類	○	○
⑥	登記事項全部証明書（履歴または現在事項のいずれか）	○	
⑦	住民票		○
⑧	印鑑証明書	○	○
⑨	納税証明書（ <u>函館市の市税</u> を滞納していないこと）	○	○
⑩	身分証明書（破産者でないことの証明書）		○
⑪	法人（支店等）が申し込みをする場合，契約締結権限を持つ本店等から権限を委任されていることがわかる書類	○	

※⑥，⑦，⑧，⑨および⑩は，発行日から1か月以内のものとしします。

#### 4 設置候補者の選定

(1) 見積価格が最も高い者を設置候補者としします。

(2) 見積価格が最も高い者が2者以上の場合は，実績，AEDの品質等を総合的に評価し，選定しします。

- (3) 設置候補者を選定した時は、応募者に通知するとともに、函館市のホームページに設置候補者名および価格を掲載します。

## 5 設置場所の貸付および広告掲載に関する手続き

設置候補者に選定された者は、函館市と市有財産の貸付契約を締結していただきますので、令和5年(2023年)2月28日(火)までに市有財産貸付申請書(様式4)および添付書類を**施設所管課(物件調書に記載)**へ提出してください。貸付契約書(様式5)は、11ページから15ページまでのとおりです。

また、AEDに掲載する広告については、その可否について函館市広告審査委員会の審査を受ける必要がありますので、広告を掲載しようとする日の1か月前までに**施設所管課**へ広告掲載の申込みをしてください。

## 6 設置候補者選定の取消し

設置候補者の選定後、次の各号いずれかに該当する場合は、当該選定を取り消し、次順位の者を繰り上げて、選定します。

- (1) 指定期日までに必要な書類が提出されない場合。
- (2) 「2 参加資格要件」に反することが明らかになった場合。

## 7 その他

- (1) 申込みのために提出された書類等に記載された情報は、この募集事務にのみ使用します。
- (2) 設置候補者の選定において、「2 参加資格要件」に規定する資格を有しない方の申込書およびこの要領に定める募集に関する条件に違反した見積書の提出は、無効とします。
- (3) 申込みを取下げの場合には、「3 申込手続」に規定する申込期間内に取下書(様式3)を提出してください。
- (4) 申込みおよび貸付等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者または設置候補者の負担となります。

(5) 広告付きAEDの製作、設置、撤去、維持管理にかかる一切の費用については、設置者の負担となります。

(6) 現在設置しているAEDの撤去を希望する施設の既存AEDについては、設置者において撤去し、撤去に要する費用については設置者が負担することとします。

## 8 問い合わせ

### (1) 募集に関する問い合わせ

函館市保健福祉部管理課 担当：松井

T E L : 0138-21-3256

F A X : 0138-26-4090

e-mail : fukushi@city.hakodate.hokkaido.jp

### (2) 各物件に関する問い合わせ

物件調書および募集物件一覧表に記載の施設所管課の担当者へお問い合わせください。

## 見 積 書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 (法人にあっては、事務所または、営業所等のサービス拠点の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称および代表者の氏名)

電話番号

広告付きAED設置者の募集について、募集要領に定める条件等に従い、下記のとおり見積書を提出いたします。

記

## 1 見積内容

見積価格 (円)						

[見積価格内訳]※見積価格の内訳を記入してください。

No.	内訳 (円)						No.	内訳 (円)					
1							8						
2							9						
3							10						
4							11						
5							12						
6													
7													

## ※ 注意事項

- 1 見積価格は、消費税および地方消費税に相当する額を加算しない額とし、物件ごとの予定価格以上の金額を記入してください。
- 2 見積価格は、月額使用料とし、円単位にて記入してください。
- 3 見積価格は、アラビア数字で記入し、数字の頭に「¥」を記入してください。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 (法人にあつては、事務所または、営業所等のサービス拠点の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称および代表者の氏名)

電話番号

私は、函館市が実施する広告付きAED設置者の募集の申込みに当たり、下記事項を誓約します。

## 記

- 1 見積書の提出に際し、函館市広告付きAED設置者募集要領について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 2 函館市広告付きAED設置者募集要領の「2 参加資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置候補者の選定に関して、函館市のホームページに、決定価格および設置候補者名を掲載することに同意します。

## 取 下 書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 (法人にあっては、事務所または、営業所等のサービス拠点の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称および代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり見積書を提出いたしましたが、取下げいたします。

## 記

## 1 見積内容

見積価格 (円)						

[見積価格内訳] ※見積価格の内訳を記入してください。

No.	内訳 (円)						No.	内訳 (円)					
1							8						
2							9						
3							10						
4							11						
5							12						
6													
7													

## ※ 注意事項

- 1 見積価格は、消費税および地方消費税に相当する額を加算しない額とし、物件ごとの予定価格以上の金額を記入してください。
- 2 見積価格は、月額使用料とし、円単位にて記入してください。
- 3 見積価格は、アラビア数字で記入し、数字の頭に「¥」を記入してください。

## 市有財産貸付申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 (法人にあつては、事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、その名称および  
 代表者の氏名)  
 (担当者氏名・電話 )

下記のとおり、市有財産の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 記

## 1 貸付を受ける建物・土地の表示

所在地 (施設名・設置場所)	台数	備考 (物件番号)
( )	台	( )

## 2 貸付期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

## 3 用途

広告付きAEDの設置

## 4 貸付料

公募により決定した額

## 5 連帯保証人

住所

氏名

印

電話番号

## ※ 申請者および連帯保証人の添付書類

- (1) 個人の場合は、住民票の写しおよび印鑑登録証明書を添付すること。
- (2) 法人の場合は、登記事項全部証明書(履歴または現在事項のいずれか)および印鑑登録証明書を添付すること。
- (3) ただし、添付書類は、申請時点で1か月以内に、所定の機関で発行されたものに限ります。

## 市有財産貸付契約書

貸付人函館市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、第1条に規定する市有財産（以下「貸付物件」という。）の賃貸借について次の条項により、契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地 (施設名・設置場所)	台数	備考 (物件番号)
( )	台	( )

（使用の目的）

第2条 乙は、貸付物件を広告付きAEDの用途として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（指定用途に供すべき期日）

第3条 乙は、貸付物件を令和5年（2023年）4月1日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供さなければならない。

2 乙は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその理由等を書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

（指定用途に供すべき期間）

第4条 乙は、貸付物件を指定期日（甲が前条第2項の規定により指定期日の変更を承認したときは、その期日）から次条に規定する貸付期間の満了の日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第5条 貸付期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までとし、期間満了時において本契約の更新は行わないものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

(貸付料等の額)

第7条 貸付料は、次に掲げるとおりとする。

年度	期間	貸付料月額 (うち消費税および地方消費税の額)
令和 年度	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	円( 円)
令和 年度	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	円( 円)
令和 年度	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	円( 円)
令和 年度	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	円( 円)
令和 年度	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	円( 円)

(貸付料等の納入)

第8条 乙は、第7条に掲げる年度ごとに、甲の発行する納入通知書により貸付料を納入しなければならない。

(貸付料の改定)

第9条 甲は、特に必要があると認めたときは、第7条の規定にかかわらず、貸付料を改定することができる。

(延滞違約金)

第10条 甲は、乙が貸付料を甲の発行する納入通知書の納入期限までに納入しなかったときは、納入期限の翌日から貸付料等を納入した日までの期間に応じ、当該未納額に年14.6パーセントの割合を乗じて得た額を延滞違約金として徴収することができる。

(かし担保等)

第11条 乙は、本契約の締結後、貸付物件について、数量の不足、その他の隠れたかしのあることを発見しても、既往の貸付料の減免または損害賠償等の請求をすることができない。

(連帯保証人)

第12条 連帯保証人は、乙が本契約により甲に対して負担する一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

2 乙は、連帯保証人が民法(明治29年法律第89号)第450条第1項および函館市財産条例施行規則(昭和39年規則4号)第13条第1項に定める資格を欠いたときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立てて、連帯保証人変更届を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(使用上の制限等)

第13条 乙は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、事前に変更する理由および変更後の使用目的等を書面により甲に申請し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 貸付物件を使用したことにより発生した紛争等については、乙の責任と負担において解決しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、または貸付物件を他に転貸してはならない。ただし、事前にその理由等を書面により甲に申請し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(滅失または損傷の届出)

第15条 乙は、貸付物件が滅失または損傷したときは、直ちに甲にその状況を届け出なければならない。

(物件保全義務等)

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件を滅失または損傷したときは、直ちにこれを現状に回復しなければならない。

3 前項に基づく修繕等は、甲または甲の指定する者において行うものとする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

4 前項の維持保全に要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(住所等の変更の届出)

第17条 乙および連帯保証人は、その名称、定款、事務所の所在地または代表者（個人にあつては、その住所または氏名）の変更等を行ったときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

(不当介入等に対する届出義務)

第18条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団等（函館市暴力団等排除措置要綱（以下「措置要綱」という。）第1条にいう暴力団等をいう。）から不当介入等（措置要綱第13条第1項にいう不当介入等をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、暴力団等から不当介入等による被害を受けた場合は、その旨を直ち

に甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(実地調査等)

第19条 甲は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、または参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し、乙に指示することができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその調査を拒み、もしくは妨げ、または報告を怠ってはならない。

(契約の解除等)

第20条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 甲において貸付物件を公用または公共用に供するため必要となったとき。
- (2) 乙が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、またはこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。
- (3) 乙が貸付料を滞納したとき。
- (4) 乙が措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。
- (5) 乙から契約解除の申し出があったとき。
- (6) その他、乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

2 前項第2号から第6号までの規定により本契約を解除した場合において、乙が損失を受けることがあっても、甲はその損失を補償しない。

3 第1項第5号の申し出については、原則として解除しようとする日の3か月前までに書面にて行わなければならない。

(貸付物件の返還)

第21条 乙は、第5条に規定する貸付期間が満了したとき、または前条の規定により本契約を解除したときは、直ちに乙の責任と負担により貸付物件を原状に回復して、甲の指定する日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙が、前項の規定による原状回復を甲の指定する日までに履行しないときは、甲が代わってこれを行い、その費用は乙が負担しなければならない。

(損害賠償)

第22条 乙はその責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第23条 乙は、第5条に規定する貸付期間が満了したとき、または第20条の規定により本契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用の負担)

第24条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第25条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

3 本契約に関し疑義があるとき、または本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 函館市東雲町4番13号

函館市長 工藤 壽 樹 

乙 住所

氏名



連帯保証人 住所

氏名



## ＜＜提出する書類のチェック表＞＞

### ✓ 申込時(提出先:保健福祉部管理課)

- 見積書(様式1)
- 提案書(任意様式)
- 誓約書(様式2)
- 設置するAEDの仕様書(仕様・寸法等がわかるもの)
- 過去2年間に国,北海道,函館市または他の地方公共団体等の庁舎,施設等に広告付きAEDを設置した実績を証する書類

#### [法人の場合]

- 登記事項全部事項証明書(履歴または現在事項のいずれか)
- 印鑑証明書
- 納税証明書(函館市の市税を滞納していないこと)
- 法人(支店等)が申し込みをする場合,契約締結権限を持つ本店等から権限を委任されていることがわかる書類

#### [個人の場合]

- 住民票
- 印鑑登録証明書
- 納税証明書(函館市の市税を滞納していないこと)
- 身分証明書(破産者でないことの証明書)

### ✓ 選定後(提出先:施設所管課)

- 市有財産貸付申請書(様式4)

#### [法人の場合]

- 登記事項全部事項証明書(履歴または現在事項のいずれか)
- 印鑑証明書

#### [個人の場合]

- 住民票
- 印鑑登録証明書

※ 連帯保証人も住民票等の添付書類が必要になります。

# 仕 様 書

## 1 AEDの規格および条件

### (1) 筐体および広告枠

#### ア 大きさ

- ① 函館市役所本庁舎1階市民ホール
  - a 広告枠が筐体と一体になっているスタンド式  
筐体：幅180cm×高さ190cm×奥行20cm程度  
広告枠：幅65cm×高さ90cm程度
  - b 広告枠が本体と別になっている持ち運び可能なキャリータイプ  
広告枠：幅65cm×高さ90cm程度（設置場所は1階市民ホールに設置する広告一体型スタンド式筐体）
- ② 函館市亀田支所1階ロビー  
広告枠が筐体と一体になっているスタンド式  
筐体：幅85.8cm×高さ198.6cm×奥行20cm程度  
広告枠：幅80cm×高さ110cm程度
- ③ 函館市湯川支所1階ロビー  
広告枠が筐体と別になっている壁掛け式  
筐体：幅42cm×高さ45.5cm×奥行20cm程度  
広告枠：幅80cm×高さ110cm程度
- ④ 函館市銭亀沢支所1階ロビー  
広告枠が筐体と一体になっているスタンド式  
筐体：幅85.8cm×高さ198.6cm×奥行20cm程度  
広告枠：幅80cm×高さ110cm程度
- ⑤ 函館市総合福祉センター2階ロビー  
広告枠が筐体と別になっている壁掛け式  
筐体：幅42cm×高さ45.5cm×奥行20cm程度  
広告枠：幅80cm×高さ110cm程度（設置場所は1階エレベーター前）
- ⑥ 函館市総合福祉センター3階ロビー  
広告枠が筐体と別になっている壁掛け式  
筐体：幅42cm×高さ45.5cm×奥行20cm程度  
広告枠：幅80cm×高さ110cm程度（設置場所は1階エレベーター前）

- ⑦ 函館市勤労者総合福祉センター事務室内  
 広告枠が本体と別になっている持ち運び可能なキャリアタイプ  
 広告枠：幅80cm×高さ110cm程度（設置場所は1階ロビー）
- ⑧ 函館市戸井支所1階正面玄関内  
 広告枠が筐体と別になっている壁掛け式  
 筐体：幅42cm×高さ45.5cm×奥行20cm程度  
 広告枠：幅60cm×高さ100cm程度
- ⑨ 函館アリーナメインアリーナ側1階正面入口横  
 広告枠が本体と別になっている持ち運び可能なキャリアタイプ  
 広告枠：幅65cm×高さ90cm程度（設置場所は1階ホール）
- ⑩ 函館アリーナサブアリーナ側2階トレーニング室入口  
 広告枠が本体と別になっている持ち運び可能なキャリアタイプ  
 広告枠：幅65cm×高さ90cm程度（設置場所は1階ホール）
- ⑪ 函館市民プール25mプール入口  
 広告枠が本体と別になっている持ち運び可能なキャリアタイプ  
 広告枠：幅65cm×高さ90cm程度（設置場所は1階ロビー）
- ⑫ 函館市民プール50mプール入口  
 広告枠が本体と別になっている持ち運び可能なキャリアタイプ  
 広告枠：幅65cm×高さ90cm程度（設置場所は1階ロビー）

イ 施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際に対する転倒防止対策を十分に講じること。その際、施設に造作が必要な場合は施設所管課と協議の上実施すること。また、撤去の際は原状復帰すること。

ウ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。

エ デザインについては、設置場所の周辺環境に配慮し、調和のとれたものとする。

オ 広告については、破損・汚損しにくいような素材の使用もしくは表面を保護する仕様とすること。

## (2) AED

ア AED本体のほか、保管、携行するためのケース、バッテリー、電極パッド、小児に使用するための付属品、取扱説明書、その他使用する上で必要なものを付属すること。

イ 本体、電極パッドともに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）上の許可がされていること。

ウ 2020救急蘇生ガイドラインに準拠した機種であること。

エ ディスプレイ及び音声ガイダンスにより操作手順を説明する機能があ

- ること。
- オ ディスプレイの表示文字，音声ガイダンスおよび取扱説明書が日本語であること。
- カ 小児に対して使用可能であること。（電極パッドの交換等付属品による対応を含む。）また，小児に対して使用する場合に小児に使用するための付属品が適切かつ速やかに使用できるような表示やガイダンスがなされること。
- キ ショックが必要であると判断した後でも，患者の心電図波形が通常に戻った場合には，安全機能として電気ショックを自動的に取り消し（キャンセルと内部放電）機能があること。
- ク バッテリー残量，パッド期限，内部電子回路についてセルフチェックしAED本体をリモートで監視を毎日行うものであること。
- ケ セルフチェック等で異常があればアラーム音を出して，警告する機能があること。
- コ 使用可能な状態であるか，外見上判断できるものであること。

## 2 維持管理

- (1) 広告付きAED等の維持管理（製作，取付，撤去含む。）費用については，すべて設置者が負担すること。
- (2) 維持管理の全部または一部を第三者に実施させる場合は，事前に本市に書面を提出し，承認を得ること。
- (3) 転倒防止等の安全措置や，設置状況については適宜目視点検等の確認を実施すること。
- (4) AED本体の耐用年数および電極パッドやバッテリー等の消耗部品の交換時期を把握し，常時安全に使用できるように適切な点検，交換を実施すること。
- (5) AEDを使用した後，電極パッド，バッテリー等の消耗品の交換を行うこと。
- (6) 故障発生時等の緊急時には，速やかに復旧作業を行うこと。また，緊急連絡先をAED収納部分等に明示すること。

## 3 その他

- (1) 広告の募集は設置者が行い，広告の掲載に必要な事項は，この仕様書に定めるもののほかは，函館市広告掲載要綱および函館市広告掲載基準に定めるところによるものとする。
- (2) 広告枠が筐体または本体と別になっている場合は，当該広告がAED導入目的のための広告であることを表示すること。

- (3) 広告に関する質問、苦情その他問題が発生した場合は、設置者がその責任を負い、速やかに対処すること。
- (4) 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置者において即時に対応できる体制をとること。
- (5) 本市の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (6) 設置および撤去に係る作業日時については、施設所管課と協議の上決定すること。また、設置開始日までに試験運用を終えること。
- (7) 貸付期間が満了したときまたは契約が解除された場合は、本市の指定する期日までに機器を撤去し、原状復帰すること。また、その際、次の設置者がいる場合は、機器の入替作業に協力すること。
- (8) 本市の責めによることが明らかな場合を除き、広告付きAED等の破損等に関しては、その一切の責任は設置者が負うものとする。また、設置者は広告付きAEDの転倒や破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は設置者が負担すること。
- (9) 広告を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。
- (10) 報告書の提出を本市が求めたときは、これに応じること。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、本市と設置者が協議して定めるものとする。